

## 用語の説明

## 用語の説明

(本文中に「\*」マークのついている用語の解説)

### 【あ行】

#### ● I・J・Uターン

就業等のために地方に移住するパターンのうち、出身地と関係ない地域に移住することをIターン、出身地から都会などに転出した人が、出身地の近隣の地域に移住することをJターン、再び出身地に戻ることをUターンという。

#### ●アコウ個体群

クワ科イチジク属の樹木の群落。

#### ●新たな公

行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方。社会貢献による参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的な意義がある。

#### ●池田家住宅主屋

横川町にある明治末期の木造2階建て住宅で、1階は表側から北側にかけて土間を設け、南側に座敷を配した伝統的町家の造りだが、2階はたちの高い下見板張りに上げ下げ窓を並べた洋風の造りとなっている。国の登録有形文化財。

#### ●一般廃棄物管理型最終処分場

一般廃棄物（法令で定められた産業廃棄物以外の廃棄物）の焼却後に残る飛灰固化物を埋め立てる処理場で、埋立地の地下に水が漏れないよう底や側面にゴムシートなどを利用した遮水工を設け管理するタイプのもの。

#### ●上野原遺跡

国分上野原テクノパーク(工業団地)建設に先立つ発掘調査で見つかった縄文時代早期前葉(約9,500年前)から弥生時代までの遺跡。集落には、竪穴住居跡52軒、石蒸料理の施設と考えられている集石が39基、燻製を作ったと思われる連穴土坑が16基見つか、その他土器や石器などが出土した。国指定史跡。

#### ●NPO (Non Profit Organization)

様々な分野で活動する民間による営利を目的としない組織のこと。「まちづくりNPO」は、地域に根ざしたまちづくりをめざし、地域住民を中心に自らが組織・運営し、主体的にまちづくりに取り組む団体のことで、地域固有の条件にきめ細かく応えた創造的なまちづくりの推進を目指すものである。

#### ●大隅国分寺跡

聖武天皇の勅命により国ごとに建設された国分寺の一つである大隅国分寺の跡。奈良時代末期から平安時代初期にかけて建てられたもので、今は、康治元年(1142)の銘のある六重層塔と石像にその名残をとどめている。国指定史跡。

### ●大隅横川駅

J R肥薩線の駅で、明治36年に開業し、戦前、戦後を通じて栄えたが、現在は無人化されている。駅舎は、当時の造りを色濃く残す木造建物で、ホームの柱には戦時中の生々しい機銃掃射の弾痕が残っている。同時期に開業した嘉例川駅駅舎とともに国の登録有形文化財となっている。

### ●オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

## 【か行】

### ●街区公園

都市公園法に定められた住区基幹公園の一種で、半径250m程度の街区内の居住者が日常生活で利用することを目的とする最も身近な公園。面積0.25haが標準。

### ●開発許可申請

主として、建築物等の建築等を目的として、一定規模以上の土地の「区画形質の変更」を行う場合は、都市計画法に基づいて開発行為の許可を受けることが必要である。そのために開発主体が許可権者に行う申請のこと。

### ●合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽もあるが、2001年4月の浄化槽法改正により、現在はし尿と雑排水を併せて処理ができる小型合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。

### ●カワゴケソウ

熱帯から亜熱帯の河川の急流に生育する種子植物で、日本では、屋久島と鹿児島県本土、及び宮崎県の一部にのみ見られる珍しい植物。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧IA類に分類されている。県の天然記念物。

### ●環境基本計画

環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った質の高い都市環境の形成の指針を示す計画であり、市町村が策定するものである。霧島市では平成20年3月に策定している。

### ●基礎自治体

市、町、村の総称。

### ●旧田中家別邸・庭園

田中省三が郷里の福山に建てた別荘で、敷地は、約1,320坪あり、別邸の東南に位置する庭園は、灯籠や樹木、巨石を並べた池水式庭園である。別邸は「旧田中家別邸附棟札一枚」という名称で県の有形文化財（建造物）に、庭園は市の名勝に指定されている。

#### ●霧島市天降川等河川環境保全条例

天降川をはじめとする市内のすべての河川について、市・市民・事業者が協働して環境保全を図り、将来の世代へ良好な状態で引き継いでいくため、それぞれの責務や水質保全の目標、対策等を定めた条例。平成19年12月制定。

#### ●霧島市移住定住促進事業

「霧島市移住定住促進に関する条例」（平成20年3月28日制定）に基づき、霧島市の中山間地域に移住定住をしようとする者に対し、移住定住を促進するために必要な助成措置として、一定要件のもと住宅取得や増改築に対する補助金を交付する制度。

#### ●霧島市生活環境美化条例

市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めた条例。市長は、この条例に基づき、良好な生活環境を実現するため、特に推進する必要がある地域を環境美化モデル地区に指定することができる。平成19年12月制定。

#### ●霧島市総合都市交通計画

合併前は旧市町単位で市道・町道の整備が進められており、霧島市としての幹線道路の連続性等が十分でないことから、地域の一体的なまちづくりを支援するための道路網の整備計画として策定したもの。平成20年3月策定。

#### ●霧島市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成20年3月に市が策定した計画。この計画では、市役所を一つの事業所とみなし、そこから排出される温室効果ガスの削減目標を定めている。

#### ●霧島市土地利用調整基本計画

「第一次霧島市総合計画」「第一次霧島市国土利用計画」に掲げられた土地利用に関する基本構想・基本方針を実現化するための「総合的な土地利用基本計画」として市が任意で策定する計画。望ましい土地利用のあり方、誘導方針等を示し、土地利用に係る規制・誘導などの諸施策を適切に実施していくための指針となることを目的としている。

#### ●キリシマミドリシジミ

シジミチョウ科の蝶で、はねの表面は雄では金緑色、雌では暗褐色で前ばねに紫色斑がある。裏面の色彩や斑紋は雌雄でまったく異なる。

#### ●ギンイチモンジセセリ

セセリチョウ科の蝶で、はねが細く特徴的な形である。はねの表面は黒一色、後ろばね裏面中央を走る銀白条がある。環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種に分類されている。

## ●金山橋

久留味川に架かる迫持ち式（アーチ）の石橋。明治 12 年頃、島津氏が山ヶ野金山の金鉾を運搬するために、加治木舌出しを起点とした道路を開き、布越下の井出向の橋を金山橋（第一橋）、溝辺町有川大王橋を金山橋（第二橋）、上牟田橋を金山橋（第三橋）と命名したもの。第三橋は市指定有形文化財。

## ●キンラン、ウチョウラン

ラン科の多年草で、環境省のレッドデータブックではともに絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。キンランは黄色、ウチョウランは紫色の小型の花をつける。

## ●近隣公園

都市公園法に定められた住区基幹公園の一種で、半径 500m 程度の近隣の居住者が利用することを目的とする公園。面積は 2ha が標準。

## ●グリーンツーリズム

主に都市住民が、農山漁村地域を訪れ、地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

## ●景観協定

景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の土地所有者等の全員の合意により、締結される良好な景観の形成に関する協定。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる。

## ●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律（平成 17 年 6 月全面施行）。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体（市町村）は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。霧島市は平成 18 年 12 月に景観行政団体となっている。

## ●建築協定

全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させるため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する協定。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定め、互いに守り合うことを約束する建築基準法に基づく制度。

## ●建築物耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき地方公共団体が策定する計画で、計画的な耐震化を進めるため、耐震化の目標や対策等を定めたもの。霧島市では平成 21 年 6 月に策定。

## ●公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するか、都道府県の管理する流域下水道に接続するもので汚水排水施設の相当部分が暗渠構造のもの。市街地で実施される「公共下水道」の他、農山漁村地域で実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。

## ●交通需要マネジメント（TDM トランスポーテーション デマンド マネジメント Transportation Demand Management）

道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。

## ●交通のシームレス化

複数の交通手段の接続性を改良すること。交通のシームレス化の取り組みには、駅舎の改善等のハード整備だけでなく、運行方法や情報提供の改善などのソフト対策も含まれる。

## ●交流人口

その地域に居住する定住人口に対し、通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などにより地域を訪れる人口を交流人口という。

## ●コクガン

カモ科の鳥類。体長約 61 センチ。頭から胸が黒く、背は黒褐色でのどに白斑がある。北半球北部で繁殖し、冬に飛来する渡り鳥。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。国の天然記念物。

## ●国土利用計画

国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画で、市町村における土地利用に関する行政の指針となるもの。霧島市では平成 21 年 3 月に策定。

## ●コミュニティバス

路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行しているもの。霧島市では、「ふれあいバス」の名称で、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の 6 地区で運行している。

## 【さ行】

### ●ササバモ

単子葉類ヒルムシロ科の水草。鹿児島県のレッドデータブックで絶滅危惧 2 類に分類されている。

### ●狭名田の長田

狭名田は瓊瓊杵尊（ニニギノミコト）による日本最古の水田といわれ、神宮の水田として保存されている。その跡付近一帯を狭名田の長田という。

### ● 3 R

①Reduce (リデュース)、②Reuse (リユース)、③Recycle (リサイクル) のことをいい、3つの頭文字をとって3 Rと呼ばれている。[p. 50 参照]。さらに、Refuse (不要なものを買わない・もらわない)、Repair (修理しながら長く使う) の2つを加えた5 Rという言い方もある。

### ●市営住宅ストック総合活用計画

現在管理している市営住宅の実情にあった建替・改善・維持管理などを行い、効果的に活用するために策定する計画で概ね10年間を目標とする。平成19年3月策定。

### ●市街化区域、市街化調整区域

都市計画法に基づき都市計画区域内に定めることができる区域で、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は市街化を抑制する区域である。霧島市では市街化区域、市街化調整区域を定めていない。

### ●指定管理者制度

地方公共団体が指定する法人その他の団体が公の施設の管理を行う制度。多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る意義があるといわれている。

### ●市民緑地制度

一定の条件を満たす土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供され、所有者は管理の負担が軽減される。都市緑地法に規定される制度。

### ●住区基幹公園

徒歩圏内の居住者の利用を目的とした都市公園。街区公園・近隣公園・地区公園等がある。

### ●新エネルギー

「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などの自然エネルギーやバイオマスエネルギー、燃料電池などがある。

### ●親水護岸

海岸等の護岸で治水や岸辺の保護の目的だけでなく、水に触れ楽しむことのできるようなデザインの配慮がなされたもの。

### ●森林整備計画

長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することを目的とした森林法に基づく制度で、国が全国森林計画、県が地域森林計画、市町村が市町村森林整備計画を策定する。森林計画では、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、区分に応じた望ましい森林施業を誘導することとしている。

### ●森林セラピー

森林環境を活用した健康維持・増進・回復を図る方法のこと。林野庁が中心となって森林セラピーの効果を医学的・科学的に解明する研究が行われている。牧園地域の森林は、脈拍や血圧の測定、唾液の採取などの実験により、ストレス緩和効果やリラックス効果をもたらすことが実証され、「森林セラピー基地」に認定された。

### ●水源涵養

雨水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、雨水の河川などへの直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水の涵養などを維持・促進する自然の持つ機能をいう。

### ●生態系

ある地域に生息・生育するすべての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体のまとまりをいう。

### ●総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

## 【た行】

### ●鷹屋神社の銀杏

溝辺町麓の鷹屋神社の境内に立つ、樹齢数百年といわれるイチョウの木。一部に損傷が見られるものの、樹木の勢力が良好で、夏には青葉が生い茂げる姿が見られる。市指定天然記念物。

### ●多自然型川づくり

河川が本来有している多様な動植物の生息・生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川（護岸）づくりを行うこと。

### ●地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。

### ●地区計画

住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

## ●地区公園

都市公園法に定められた住区基幹公園の一種で、半径 1 km 程度の徒歩圏の居住者が利用することを目的とする公園。面積 4ha が標準。

## ●地上デジタル放送

地上の電波塔から送信する地上波テレビをデジタル化したもの。従来のテレビ放送はアナログ放送であったが、電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地上デジタル放送に移行することが国によって定められた。デジタル化により、高画質化（ハイビジョン放送）や多チャンネル化、データ放送、移動体(携帯電話)受信向け放送などの新しい放送サービスが可能になる。

## ●中山間地域

農業分野の区分である都市的地域、平地農業地域、山間農業地域、中間農業地域のうち、山間農業地域と中間農業地域のことで、都市と平地部を除いた地域の総称として使われる。霧島市では、国分、隼人の市街地を除く他の地域を指す。

## ●中心市街地活性化基本計画

衰退・空洞化が進む中心市街地の整備改善や商業等の活性化を一体的に進めるため、市街地の整備改善のための事業や商業等の活性化のための事業などと、これらを一体的に進める体制などを定める計画。

## ●中低層住宅地

低層住宅（1～2階建て）と中層住宅（3～5階建）を中心に構成される住宅地。

## ●低炭素循環型社会

低炭素社会は、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出量を自然界の吸収量と同じレベルまで削減するとともに、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

循環型社会は大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、廃棄を抑制し、資源を有効利用することなどで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会のこと。

## ●透水性舗装

表面に降った雨水を地下に浸透させ、地中に還元する機能をもつ舗装。洪水や雨水管への濁流の流入の防止、地下水の涵養、ヒートアイランドの防止といった効果がある。

## ●登録有形文化財

消滅の危機に晒されている近代の建造物等の有形文化財を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護を行う制度。「重要なもの」を厳選し強い規制と手厚い保護を行う従来の文化財指定制度を補完するもの。

## ●特定用途制限地域

都市計画法上の地域地区の一種で、都市計画区域内で用途の定められていない地域（市街化調整区域を除く）及び準都市計画区域において、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する制度。

●都市機能

居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

●都市基盤

道路、公園、下水道など、都市生活の基盤となる施設のこと。

●都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための都市計画法に基づく土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを基本理念とする。

●都市計画区域

都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域が指定される。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都道府県が都市計画区域単位に定めるもので、都市計画の目標、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業（土地区画整理事業など）に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めている。

●都市計画道路

都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

●土地区画整理事業

道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

## 【な行】

●農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として、都道府県知事が指定する農業振興地域内について、市町村がその振興を図るための事項を定める計画。

●農用地区域

農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定める区域。

## ●ノカイドウ

鹿児島・宮崎両県のえびの高原の溪流沿いに自生するバラ科リンゴ属の落葉小高木の植物で、5月上旬に薄桃色がかった白い花をいっせいに咲かせる。現在、約300株(鹿児島県内は約70株)しか自生しておらず、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧IA類に分類されている。国の天然記念物。

## 【は行】

### ●バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。具体的には樹木、草、海草、食品廃棄物、農産廃棄物、林産廃棄物などがある。これらの燃料等で発生する二酸化炭素は木が枯れバクテリアで分解され発生する量と同等であるため、地球温暖化の炭酸ガス排出量にカウントする必要がない。

### ●パブリックコメント

計画等の策定及び規制に関する条例等の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を明らかにして、施策などの意思決定に反映させることを目的とした制度。

### ●バリアフリー

障がい者や高齢者等が円滑に生活できるように、建築物等の障壁を取り除くこと。移動平面の段差の解消や音声案内、点字表示の設置などを行う。

また、障がい者や高齢者等に対する意識上の障壁を取り除き、正しい理解や配慮を行うことを「心のバリアフリー」という。

### ●ビオトープ

特定の生物群集が生息していけるような生態学的にみても良好な環境の空間。または自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

### ●非線引き都市計画区域

都市計画区域のうち市街化区域と市街化調整区域の区分をしていない区域のこと。

### ●非線引き用途白地地域

都市計画区域内において、市街化区域と市街化調整区域が区分されておらず、かつ用途地域を指定していない地域。

### ●風致地区

都市計画法上の地域地区の一種。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について、その風致を維持するために、10ha以上は都道府県・政令市が、10ha未満は市町村が指定する。

### ●福山のイチョウ

宮浦宮境内に並び立つイチョウで、神武天皇ご東征前の仮の宮居であったことを記念して植えられたと伝えられている。県の天然記念物。

### ●ブロードバンド

広い（ブロード）帯域（バンド）のことを意味し、光ファイバー、ADSL（非対称デジタル加入者回線）、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする通信回線のこと。

### ●防火地域、準防火地域

耐火性の高い建物を誘導し、市街地の防災性を高めるために指定される都市計画法上の地域地区の一種。防火地域あるいは準防火地域内では一定規模以上の建物は耐火構造にしなければならない。

### ●ポケットパーク

ベストポケットパークの略で、チョッキ（ベスト）のポケットほどの公園という意味。僅かなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。また最近では、密集した住宅地の中に設けられた小公園を指す場合もある。

### ●ポケットフォレスト

市街地に残る空き地や道路残地を利用して照葉樹等の植樹を行った小さな森。「ポケットフォレスト」を市街地内に点在させる構想が旧隼人町緑の基本計画で提唱されている。

## 【ま行】

### ●街なみ環境整備事業

住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図るための制度。地区住民による協議会活動や市町村による地区施設の整備、地区住民の行う修景等に対し、国が助成する。

### ●水循環

降水→土壌水→地下水→地表水（河川・湖沼）→海洋（→蒸発→降水）という地球における継続的な水の循環のこと。

### ●溝辺城跡

鎌倉時代の末期、後醍醐天皇（九十六代）元弘二年（1332）頃、溝辺孫太郎という豪族の居城として築かれたと伝えられる山城の跡。市指定史跡。

### ●緑の基本計画

まちの緑の将来あるべき姿と、それを実現させる方法を示した計画。市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために定めることができる。

### ●ミヤマキリシマ

高千穂河原など霧島連山一帯に自生するツツジ科の低木。花の色はほとんどが桃色だが、株によっては赤、白、紫の花を咲かせる。県の指定する「分布特性上重要な種」にもなっており、霧島を代表する花になることから市の花に選定されている。

## 【や行】

### ●ヤマネ

頭胴長約 8 cm、尾長約 5 cmで、背中の黒い線とリスのようなフサフサとした尾が特徴的な小動物。夜行性で、ほとんど樹上で活動し、トンボやチョウなどの昆虫類を中心に食べる。冬には雪の中に丸まって冬眠する。環境省のレッドデータブックでは準絶滅に分類されている。国の天然記念物。

### ●ユニバーサルデザイン (universal design)

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なように、まちづくりや商品のデザインに関し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。例えば、子供や高齢者、障がい者から健常者まで誰でもどこかに座れてコミュニケーションが図れるように、一つの場所に配置された様々な高さのベンチなどがこれに当たる。

### ●用途地域

都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。

## 【ら行】

### ●ライフサイクルコスト

社会資産の建設から更新までに要する、整備費、維持管理費、解体費等の全コストのこと。

### ●ライフライン

都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・情報通信・交通などの施設、設備のこと。

### ●緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

### ●緑地保全地域

都市緑地法に規定する制度で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。都市計画法上の地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

### ●緑化重点地区

緑の基本計画の創設に伴い設けられた制度で、緑地の整備、都市緑化等を重点的に推進する地区であり、必要に応じて定めることができる。

### ●ロードサイド型

幹線道路等の沿線において、自動車でのアクセスを主な集客方法とする施設。

## ●ワークショップ

誰もが自由に意見を言いやすいように工夫された会議の一種で、創造行為と合意形成に焦点を置いている。市民参加の手法として導入される機会が増えている。